主 文

原判決中、被控訴人が池田市 a 町 b c 番地の d 溜池一町二反一畝二五歩につき昭和三六年一二月一日 A、B、C及びDに対してなした売買による譲渡処分の無効確認請求に関する部分は、これを取消す。

控訴人の右無効確認請求の訴を却下する。

控訴人のその余の控訴を棄却する。 訴訟の総費用は控訴人の負担とする。

事事

控訴人は、「原判決を取消す。被控訴人が池田市 a 町 b c 番地の d 溜池一町二反一畝二五歩につき、(一)昭和三六年一二月一日なした A、B、C及びDに対する売買による譲渡処分、及び(二)同月二二日なした右売買に付せられていた池田市の有する、買戻権者池田市、売買代金二、二〇〇万円、契約費用なし、買戻期間昭和三七年一二月一日、なる買戻特約権の放棄処分、はいずれも無効であることを確認する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、「本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠関係は、次に付加する外、原判決の事実摘示と同一で あるから、これを引用する。

(被控訴人の主張)

一、地方自治法(昭和三八年法律第九九号による改正前のもの、以下旧法という)第二四三条の二第四項所定の納税者訴訟は、普通地方公共団体の長その他民にの制たるの行為によつて当該公共団体の財産等に損害をうえる場合にとを許容した自己を存るの制限、禁止、取消及び無効確認等を求める訴を提起することを許容したものであって、当該公共団体に損害をもたらさない場合に通称「奥池」なる灌漑にあるを解される。ところで、本件土地との間にある堤防が著しく水蝕されるのと解される。ところで、本件土地との間にある堤防が著しく水蝕されていたのであるで、本件土地との間にある堤防が高によれていたのである本件土地の代金額は坪当り六、の円強取ったそ、にも方円と定められたのであって、右代金額は坪当り六、の一円強取った。にも方円と定められたのであった。、池田市には右売買においるであるにはない。従って、本件土地の価を得て売却されたものというである。

二、 仮に控訴人の右訴が適法であるとしても、被控訴人が本件土地につき昭和三六年二月七日行つた競争入札に際して控訴人主張の如き方法で入札参加者を制限したのは、次の事情によるものであつて、何等違法ではない。即ち、本件土地田畑の灌漑日間であったが、近時下流出田畑の灌漑の必要がなくなったために、e区から池田市に寄附された土地の必要がなくなったから、e区から池田市に寄附された土地のの水のであるが、本件土地の水利組合とが表別を得た者に限るよう取計らわれたい旨申入れた。一方、本件土地を通過ずるとは現在も灌漑用水を湛えているのであるが、その水は本件土地を通過する情にあるところがら、本件土地を取得する者は「奥池」の水の使用関係を円滑なるとの流出しており、本件土地を取得する者に対し、「奥地」の排水路をおいった。の水路敷の提供及び設置された排水路の維持管理のための協力を求めるためい事情にあった。

そこで被控訴人は、「奥池」の使命を全らさせ下流住民の安全を確保するために、前記水利組合の申入を容れて、本件土地の競争入札参加者を制限したのであつて、右の如く本件土地を単に高価に売却することのみを目的として競争入札を行らことができない事情にある以上、かかる制限はむしろ事案に即した適当な措置というべきであり(因みに、被控訴人は本件土地をより高価に売却するため、昭和三六年二月四日付書面で右水利組合に対し、なるべく多くの入札希望者に承認をうえるよう申入れている)、これを理由に前記競争入札を無効とすることはできない。

三、 而も、仮に控訴人主張の如く前記競争入札が実質的に存在せず、もしくは無効であつたとしても、被控訴人のなした随意契約による本件土地の売買はなお有効である。即ち、前述の如き特殊な事情の下にある本件土地は、本来競争入札に付

することを適当としないのであつて、現に右随意契約において買主は、(一)「奥池」の水を下流へ流すための水路用地を池田市に無償で提供し、(二)池田市が水路を造成した場合その水路上は空地または道路とし、(三)本件土地を第三者に譲渡するときは前二項目を譲受人に承諾させることを約諾せしめられているのであるが、買主にかかる義務を負担させるためには競争入札の方法によることができなかつたのである。従つて被控訴人は、池田市契約条例第四条第一項第一五号に基き、当初から随意契約によつて本件土地を売却すれば足りたのであつて、競争入札に付する必要はなかつたのであるから、競争入札の存否ないし有効無効に拘らず本件随意契約による売買は有効である。

四、次に、控訴人は右売買に付せられていた買戻権につき被控訴人のなした放棄処分の無効確認をも訴求しているけれども、普通地方公共団体の住民が当該公共団体の長の行つた処分の無効確認を求め得るのは、旧法第二四三条の二第一項に列挙された事項に限られ且つその処分によつて蒙るべき当該公共団体の損害ないし住民の不利益を救済するに必要な限度に留められるものと解すべきである。然るに控訴人は前記売買の無効確認を求めているのであるから、これに加えて被控訴人のなした右売買における買戻権の放棄処分の無効確認を求める必要ないし利益は存しない。従つて、右買戻権抛棄処分の無効確認を求める控訴人の訴は却下されるべきである。

## (控訴人の反駁)

一、被控訴人は本件土地の売買価額は適正であつて池田市に損害は生じていないと主張するが、本件土地の上段にある「奥池」は、もはや満水にならないにていてその六割程度しか水を湛えることはなく、また堤防の水蝕個所については本件土地が池田市に寄附された当時既に同市においてその修理工事一切をかってきことが水利組合に確約されていた(その後右工事は池田市が施工完成した)のであるから、「奥池」の存在及びその水防の不備のために本件土地の価額がものであるから、「奥池」の存在及びその水防の不備のために本件土地の価額がものであるし、池田市が他の主に過ぎない。後日であるにおいてあり、現に昭和三六年一二月二九日の臨時市会において被控訴人の立論がより、表に表す。

二、次に、被控訴人は本件土地の入札参加者を制限したのは適当な措置であつたというけれども、本件土地の水利権は既に昭和三四年夏頃灌慨用水の不必要であることを理由に放棄されて公用廃止の手続を了えていたのであるから、その競争入るし、また、「奥池」の状況は前述のとおりであり且つその水を灌漑に用いるをあるし、また、「奥池」の状況は前述のとおりでありませる。 田畑もなくなつていたのであるが、仮に被控訴人主張の如くその排水路の設置及び維持について本件土地の譲受入の協力を期待しなくてはならないとしても、その目的を達するには入札の際然るべき落札条件を付すれば足りる(現に前記入札の際の入札要項には、落札者は市の要求する場所に水路用地を無償で提供すべき旨の記載があり、落札者はこれに応ずる外はないのである)のであつて、被控訴人が前記入札者の制限を正当ならしめる事由として主張するところはいずれも理由がなく、従って前記競争入札を適法有効ならしめるものではない。

三、 また、被控訴人は本件土地の売却は当初から随意契約によるべきものであったと主張するが、その随意契約にようなくではならない理由として主張するところは、競争入札の方法によることの障碍となるものではないこと前項で述べたとおりであつて、本件土地の随意契約による売却を適法ならしめるものということはできない。

## (証拠関係) (省略)

· 理 E

本訴は、控訴人が池田市の住民として、旧法第二四三条の二第四項の規定に基き、同市有財産であつた本件土地について、被控訴人が(一)昭和三六年一二月一日A外三名に対し随意契約による売買により、買戻権留保の特約を付してなした譲渡及び(二)同月二二日市議会の議決を経ないでなした右買戻権の放棄の各行為の無効確認を求めるものであるところ、右譲渡は地方公共団体の普通財産を目的とするものであること弁論の全趣旨に照して明らかである。右の普通財産は地方公共団体の私産であり、たとえその財産の管理、譲渡等の処分を規律する規定があつても、その目的は管理ないし処分の適正、効率性を期するためのものであるから、そ

の規定を根拠にして右の譲渡処分などを、行政庁の優越的な意思の発動である行政 処分と解することはとうていできず、また公法上の契約と解する余地もない。私人 相互間の財産の譲渡その他の処分と同様の私法行為に過ぎないものというべきであ る。

〈要旨第一〉ところでいわゆる住民訴訟を規定する旧地方自治法第二四三条の二第四項は、訴えによる請求事項として行〈/要旨第一〉為の制限禁止の請求、取消無効の請求および損害補てんの請求の三つを掲げるだけで、昭和三八年法律第九九号による改正後の地方自治法(以下改正法という)第二四二条の二第一項のように、法律関係の不存在確認の請求、原状回復の請求などの各種の私法上の請求について何ら規定していないのであるが、旧法における右取消、無効の請求を単に行政処分の取消、無効確認の請求に限定すると、同条の適用範囲は極めて狭いものとなり、地方公共団体の違法な財産の流出を防止することを目的とする同条の趣旨が十分に達成されないことになる。

従つて右無効の請求は、行政処分の無効確認請求に限らず、地方公共団体所有の 財産についてなされる売買契約などの私法行為の無効確認の請求をも含めたものを 指す趣旨であると解するのが正当である。そして、このような私法行為の無効確認請求の主体は本来地方公共団体であるべきことならびに地方公共団体が権利の帰属 主体であることについて判決の効力が適切に地方公共団体に及ばなければ地方公共 団体の財産の維持ないし回復に役立たないことなどの諸点よりみて、住民たる原告 団体の財産の維持ないし凹復に仅立にないことなどの商品よりので、住民にる原口の請求は地方公共団体に代位してなされるものとみるべきである。前記改正法は、その規定する各種の私法上の請求が右の代位請求であることを規定しているが、右は当然のことを明らかにしたまでであつて、この理は旧法においても同様であると考えられる。もつとも、私法行為たる財産譲渡の無効確認請求は、ただ行為の違法の国正する面では住民訴訟の性格に適しているにしても、実質上は相手方に対するとは、は関係である。 法律関係不存在確認請求あるいは当該財産の所有権確認請求(譲渡契約が履行済〈要 旨第二〉みの場合)として把握できるのであつて、その本質が民事訴訟事件であることはいうまでもない。ところで昭〈/要旨第二〉和二三年最高裁判所規則第二八号第二項は、旧法第二四三条の二第四項の請求に関する訴えについては行政事件訴訟特例法によるべき旨を規定している。旧法の右条項に基づく請求が行政処分の取消また は、無効確認の請求であれば、右特例法に従って処理しなければならないのはいう までもないが、私法行為の無効確認の請求あるいは損害補てんの請求である場合は どうであろうか。これらの請求についでは民事訴訟手続によるべきであるとの説も あるけれども、前記規則が損害補てんの請求について何らの除外規定を設けていな いことならびに住民訴訟が住民一般の利益保護のため地方公共団体の公正な財政運 営を目的とする客観訴訟、民衆訴訟的性格をもつ点を考慮するとき、右のような私 法上の請求についても、形式上は特例法第一条後段の公法関係に関する訴訟すなわ 所規則第五号も同旨)が、行政事件訴訟法第四三条すなわち抗告訴訟または当事者 訴訟の規定を準用する民衆訴訟の規定が改正法第二四二条の二第一項に規定する私 法上の各種の請求を含めた全請求について適用があるものとしていることからも裏 付けられる。

〈要旨第三〉 右のように住民訴訟における私法上の請求について公法関係に関する当事者訴訟の手続に従うべきものとし〈/要旨第三〉た法の趣旨から考えるとき、方公共団体のなした私法行為の無効確認請求の被告となる。地方公共団体との行為により直接生じた法律関係の相手方に絞られてくることなる。第三者(例えば財産の転得者)の如きは善意無過失の場合が多いのであるから、第三者に対してまで責任の追求を認めることは制度的にも無理であるう(こから、商法等で対してまでの株主の代表訴訟が被告を取締役に限定しているのと趣旨を綜合されて表所定の株主の代表訴訟が被告を取締役に限定しているの点をによっる。右の外、前説示のように私法上の請求が代位訴訟であることを綜合される。本件の如き私法行為の無効確認請求についても適格を有しないわなによるの相手方であつて、地方公共団体は勿論のこと、その機関として私法行為のばが、本件の事理に属し、改正前においても同様であると解する。

そうであれば、池田市長たる被控訴人を被告として前記譲渡行為ならびに買戻権放棄行為の無効確認を求める控訴人の本訴は被告適格を欠く点において不適法であ

り、全部却下を免れないものというべきである。
従つて、原審が、右と見解を異にして前記譲渡行為の無効確認請求部分につき本案に立入つてその請求を棄却したのは失当であるから、これを取消して右訴を却下し、買戻権放棄行為の無効確認請求部分の訴を却下したのは結論において相当であり、右部分に対する控訴は理由がないこととなるのでこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。
(裁判長判事 金田宇佐夫 判事 輪湖公寛 判事 中川臣朗)